

## 一般名処方と長期収載品の選定療養について

当センターでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

患者様が後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を負担する仕組み（長期収載品の選定療養費※）が導入されています。

ご不明な点などがありましたら職員までご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

※長期収載品の選定療養費とは

医療上の必要がないにもかかわらず、患者様が後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を選択された場合に、後発品との差額の2分の1を患者様が負担する仕組み（選定療養費）です。

令和8年6月

東京都立東大和療育センター